

人口4万人を越える

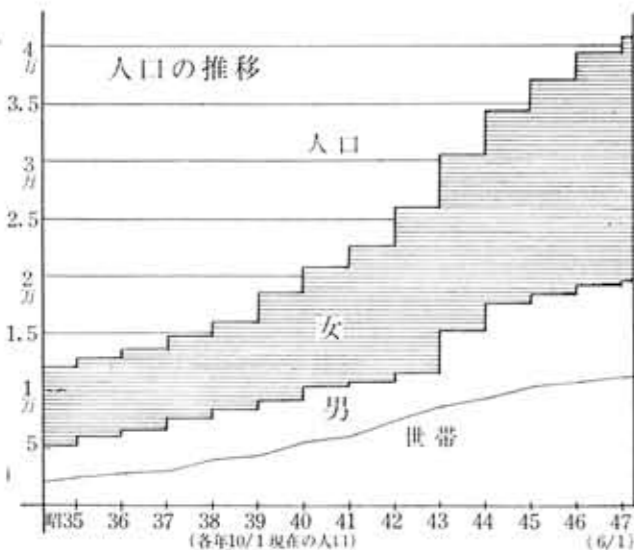
京都府下では第9番目

◆……町の人口が4万人を突破しました。昭和29年に1万人を、昭和44年に3万人を越え、急激に人口が自然増や社会増などで、増加しつづけて以来、ことし6月にはいり4万人を越えました。

◆……人口の増とともに、町の様相も都市化し、交通の便など立地条件から、京阪間の近郊住宅都市の形態を備え、現在、人口の増加は鈍化傾向をみせているとはいえ、ふえつづけている現状です。京都府下で、人口4万人を越えたのは、第9番目にあたります。

◆……昭和40年からの伸び率をみてみますと人口では93・8パーセント、1万9,438人の増、世帯数では6,101世帯の増を示しています。

◆……参考までに昭和45年10月1日現在で行なわれた第11回国勢調査による、町の人口集中地区をみてみますと、町の面積8平方キロメートルのうち、3・4平方キロメートル、42・5パーセントが人口集中地区となり、人口3万4,333人、世帯数9,795が集中しています。



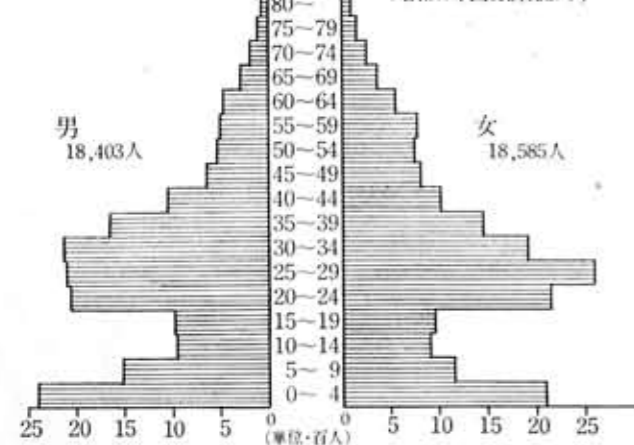
(人口4万人目の祖父江さん)

人口4万人目は 祖父江さん一家

六月十四日、人口4万人目が誕生しました。四万人目にあつたのは、大字物集女小字出口に京都市から転入された祖父江さん一家です。広報係では、人口4万人を記念して、アルパムと町勢要覧を記念品としてお渡ししました。転入届をされたのは、祖父江幸江さん(四十七歳)で、あなたが入り4万人目にあつたといわれ、驚かれています。転入された理由を聞いてみますと、祖父江さんは、一ツ気がきれいなと語っていました。これからはますます本町に住まわれるとのこと。

年齢別の人口

(昭和45年国勢調査より)



国民年金だより

保険料の免除手続きはお早く

国民年金には、家計が苦しかったり、失業や災害などで保険料を納めたくても納められない人についても年金が受けられるように、保険料を納めることを免除する制度があります。

つぎのような人は、保険料が免除されますから7月末日までに印紙を持って、役場保険年金課年金係へ申請(届出)してください。

・保険料が免除される人

- (1) 所得がなかったり、保険料を納めることが困難な人
- (2) 生活扶助を受けていたり、国民年金の障害、障害福祉年金や母子福祉年金を受けている人(注) (口)にあてはまる人の免除は、いちど認められたら永久に免除されるというものではありません。現在免除を受けている人も、引き続きいて免除する場合は、毎年申請をしなければなりません。なお、保険料を免除されたとき免除が認められた期間も年金を受けるための資格期間として計算されますが、その期間についての年金額の計算は保険料を納めた人の場合にくらべ、三分の一になります。

検認事務が変わっています

ことし4月から、国民年金保険料の検認事務の取扱い方法が変わっています。これまで、みなさんが国民年金の保険料を納めると、国民年金手帳に印紙をはってそれに検認する取扱いをしていました。ことし、この検認事務の合理化をはかるため、国民年金印紙は、特定の用途に一括してはって検認する取扱いになっています。このため、ことし4月からの保険料は、加入者の国民年金手帳には、印紙をはらないことになっています。ご注意ください。なお、納められた保険料の納付記録は、領収書が交付されますから、領収書を国民年金手帳にはって、保存してください。

七十五歳以上に引き下げ

町の老人医療 支給範囲を拡大

ことしの四月から町の老人医療給付制度の年齢を七十五歳以上に引き下げ、給付を実施しています。昨までは、町の老人医療給付の年齢は七十八歳以上でしたが、今年度も支給範囲を拡大し、七十五歳以上としたものです。今年度の老人医療給付制度のあるまじは、つぎのとおりです。

- ① 支給資格要件
 - ・年齢 六十五歳以上のわがまきり老人、七十五歳以上のまきり老人
 - ・所得制限 本人または扶養義務者(配偶者含む)の所得制限が老齢福祉年金の支給停止となる額未満である者
 - ・住所 一町内に住民基本台帳登録後三か月以上経過している人(前住地が京都市下で老人医療費の支給を受けていた人はこの限りではありません)
- ② 所得制限 本人または扶養義務者(配偶者含む)の所得制限が老齢福祉年金の支給停止となる額未満である者
- ③ 住所 一町内に住民基本台帳登録後三か月以上経過している人(前住地が京都市下で老人医療費の支給を受けていた人はこの限りではありません)

- ④ 六十五歳以上のわがまきりの人 国民保の人、自己負担額上限(た) 扶養の人、自己負担額上限(た) だ、追加給付のある人について、自己負担額から附加給付額を差し引いた額
- ⑤ 七十五歳以上のわがまきりの人 国民保の人、自己負担額十分の六から附加給付額を差し引いた額
- ⑥ 老人医療費として支給する額が一月三万円を越えるときは、三万円を限度とします。
- ⑦ 老人医療費の支給は、申請日翌月の診療分から資格のなくなる日の診療分までとします。
- ⑧ なお、ことし四月中に申請された人については、四月診療分から支払われます。
- ⑨ 国民保の人、京都市外の医療機関

支給範囲を拡大

給付額を差し引いた額) 七十五歳以上のわがまきりでない

標準小作料が 決まる

減額告知制度を設置 農地法の一部改正の法律の施行に伴って、昭和四十六年十月から小作料の一律半額の最高統制制度が廃止され、新たに小作料の標準額の設定を、農業委員会による該領告知の制度が設けられました。この小作料の標準額の制度は、新しく契約される賃貸借について、小作料は統制されないで、小作料の経営の安定をはかることを目的とし、(2)地域社会の関係者が納め得る公正な水準で、小作料をきめ、これを地域として守っていく、というものです。しかし、改正法の施行日現在の小作地で、個人が耕作するものについては、なお十年間、過渡的に

農地転用に 届出制採用

市街化区域内 昨午十二日、千八百新都市計画法が告示され、届出制が決定されました。その結果、市街化区域内

お気軽にご相談を

一町の民生委員

- ▽寺戸 戸上誠助 太田、西田正 磯、西村ヤスヨ、丸谷千代造、長谷川トシ栄、中村フサ子、青山盛三、藤家恵美子、石井テ丸、岡崎静子
- ▽岡崎志美、西田 眞茂、野村 福
- ▽森 本一菊 池田、清水シヨ、中重重 治
- ▽高野井一 高岡朝子、山本サチ子、藤田 千代
- ▽西向日一 安井 清
- ▽上野野一 小嶋 博
- ▽山本 静
- ▽向日一 中重 誠
- ▽向日台一 角田 孝雄 (敬称略、順不同)